

いけだ HA-T (はあーと) クラブ
自主行動基準

はじめに

いけだ HA-T (はあーと) クラブ (以下「当会」という。) は活動するに際し、建築基準法、建築士法、消費者契約法などの法令を遵守することは当然であり、違反に対しては法の下での制裁が加えられることで法令の遵守が担保されている。本基準は、これらの法令に定めのない事項を自主的に定めることで、消費者に安心を与え、社会的信用に繋がることをめざして策定した。

会員は、この自主行動基準の遵守・徹底を図る事とし、本基準に違反した場合は、当会の懲戒対象となるものである。

1. 目的

本基準は、「当会と消費者との間には情報の質、量及び交渉力の格差が常に存する」という現実を踏まえ、リフォーム工事に関する取引を公正にし、消費者とのトラブルの未然防止を図ることで、社会に受け入れられる企業として健全に発展するための行動基準として定めたものである。

2. 行動基準の内容

(1) 消費者の満足向上

- ・会員は、住宅リフォーム消費者の一層多様化した要求の期待に応え、住み心地や資産価値が最大となるよう、適切なアドバイスの提供を行うとともに、消費者の満足と信頼をいただけるように努める。
- ・会員は消費者本位の考え方に立ち、その消費者の知識、経験及び財産の状況等を考慮し、常にその消費者に応じた対応を取り、常に消費者の理解度を確認しながら説明をする。

(2) 情報の提供

- ・当会並びに会員は消費者が適切な選択と判断ができるよう、常に新しい情報を入手するとともに、消費者の不利益になる事柄や、消費者の健康、安全に関わる事柄については常に十分な説明をし、正確な情報を提供する。
- ・会員は住宅リフォーム工事等の品質等に関する広告その他の表示については、消費者に誤認を与えることのないように、常に必要な情報を的確に提供することに努める。

(3) 当会の目的

- ・地球環境の保護、高齢者社会、情報化社会にあって、建物のリフォーム業務にあたり当会の豊富な知識と経験を傾注し、その安全性・機能性等の総合的評価と適正な設計・監理・施工を実施することによって、消費者の要望に応えると共に良質な建築ストックと良好な建築空間を再生させることに努める。

(4) 見積り、契約等の書面

- ・会員は見積書、契約書・契約約款等を正確で分かりやすい書面で取り交わすことはも

とより、その内容を明確にし、十分な説明の上、消費者に誤認を与えることのない様に努める。

- ・受注請負するにあたっては、当該住宅リフォーム工事の内容を十分に理解した上で、特性、必要性および取引に関する条件等について消費者に正確に伝える。
- ・会員は消費者に対し事前に「内訳明細を記載した見積書」等を呈示し、それに基づき分かりやすく説明をする。
- ・判断力不足の懸念のある消費者に対して勧誘活動を行う場合には、住宅リフォーム工事等の内容説明について一層の注意を払い、十分な判断力を備えた親族等の立会い及び同意を得るものとする。
- ・当会は会員に対し請負契約及び設計・監理契約の際は、住宅リフォーム推進協議会ホームページ公開の諸様式ならびに四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約書に準拠したものを推奨する。
- ・設備等の使用方法や部品の交換等に関する情報は、具体的な資料を呈示するなどして正確に伝える。

(5) 販売方法について

会員は特定商取引に関する法律に規定する訪問販売を行った場合、法定された事項を記載した契約書を用い、消費者にクーリング・オフの説明を正確・誠実に行う。

(6) 工事に際しての配慮

会員は工事等に伴うトラブルを未然に防止することはもとより、資材の搬入条件も考慮の上、建物の安全と品質を確保し、効率よく作業を進め、近隣や他の居住者、外来者に対して迷惑をかけぬように努める。

(7) 苦情処理等の対応

- ・会員は消費者にとってよき相談者となり、緊急事態が発生した場合や瑕疵等は迅速・誠実に対応せねばならない。
- なお、その受付窓口は下記の通りとする。

いけだ HA-T (はあーと) クラブ

〒563-0041 池田市満寿美町1-7 (株) 茜建築設計事務所内

TEL 072-751-8316

- ・会員は、寄せられた苦情については、全て当会に報告し、内容を精査し、必要な措置を講ずる。会員に問題がある場合には、懲戒処分等の制裁を科せられる。
- ・万が一会員の対応が不十分な場合には必要に応じ当会の役員が組織的に誠意をもって早期問題解決を図るように努める。
- ・当会は、本基準違反への対応・相談・苦情の実態を定期的に公開するものとする。

(8) 知識の研鑽

- ・会員は消費者に満足と信頼をいただけるよう、住まいの質の向上を目指し、専門知識の習得と技術・技能の研鑽に努める。(会員の下請・関連企業についても同等とする。)
- ・会員事業者の受注担当員等(社員及び関係者)に対する教育指導の徹底を期し、その資質の向上に努めるものとする。
- ・当会は地域ごとに、体系的な教育・研修プログラムを策定・実施する。

(9) 個人情報に関して

- ・会員は、適法かつ公正な手段によって取得した消費者の個人情報を適正に取り扱い、業務上知り得た消費者の秘密及び個人情報を漏らしてはならない。

- ・会員は、取得した個人情報に関して、適切な安全対策を施し、個人情報への不正アクセスや、紛失、改ざん、漏洩などが起こらないよう、技術面、組織面で安全管理措置を講じ、その防止に努める。
- ・当会は、個人情報に関する法令およびその他の規範について、会員に対し個人情報の保護をはじめ必要な教育・啓発を行い、安全管理が図られるよう監督する。
- ・当会ならびに会員は、個人情報に関する法令およびその他の規範に定める場合を除き、あらかじめ消費者の同意を得ることなく第三者に提供することはしない。
- ・会員は業務に必要な範囲内で消費者の個人情報を業務委託先へ提供することがあるが、業務委託先については、適切に消費者の個人情報を取り扱う者を選定し、必要かつ適切な監督を行うものとする。

(10) 基準の見直し

当会は関係法令や社会情勢の変化と照らし合わせながら、本基準を一年ごとに見直すこととする。

(11) 人権の尊重

全ての人の人権を尊重した事業展開を図るものとする。

(12) 環境への配慮

会員は消費者の理解と協力を得て、健康で安全な生活環境の実現と資源の有効利用等、省資源・省エネルギー・リサイクルの推進・廃棄物の適正処理等を行い、地球環境に配慮した事業展開に努める。さらにこれら関連の情報提供にも努める。

(13) モラルの向上

- ・会員は関係法令を遵守し、さらに高い品性と見識を磨き誠実な行動でモラルを高める努力をするとともにその保持に努める。
- ・消費者と接するにあたっては節度ある態度・姿勢を保つ。
- ・事実と反して他社又は他社住宅リフォーム工事等を誹謗するような言動はしない。
- ・実現不可能な約束や、当会として認めていない特約を結ぶことはしない。

3. 会員

この自主行動基準にかかる会員名は、次に掲げるものである。

理事 (代表)	林建築設計室 林 雅子	TEL06-6243-4448	大阪府中央区本町 4-4-5
理事	株式会社中井建築設計事務所 代表取締役 中井健之	TEL06-6333-2331	豊中市庄内東町 3-1-40
理事	大阪府建築士事務所協会第1支部 相談役 酒井成之	TEL072-751-8316	池田市満寿美町 1-7
理事	有限会社松島建築設計事務所 代表取締役 湯浅桂輔	TEL072-751-0301	池田市神田 1-20-4
事務局長	株式会社茜建築設計事務所 代表取締役 塩崎一義	TEL072-751-8316	池田市満寿美町 1-7

賛助会員	株式会社シーズン 代表取締役 大倉伸三	TEL06-6966-0096	摂津市千里丘東 3-8-21-2F
賛助会員	株式会社あ組 代表取締役 藤井明	TEL06-6907-2111	門真市柳町 8-31

制 定 平成 23 年 8 月 25 日